

令和7年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 4 9 号	令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	6月13日
議案第 5 1 号	令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第 5 2 号	令和7年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第 5 5 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 6 号	宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 7 号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 （賛成多数）	
議案第 6 6 号	令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）	可決 （全員一致）	
議案第 6 7 号	和解することについて	可決 （全員一致）	7月 7日
議案第 6 8 号	令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第4号）	可決 （全員一致）	
議案第 6 9 号	財産の無償譲渡及び無償貸付について	可決 （全員一致）	
議案第 7 1 号	宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて	同意 （全員一致）	6月13日
請願第 1 5 号	再審制度に関する議論の促進を求める意見書の提出についての請願	採択 （全員一致）	

審査の状況

① 令和7年 6月10日 (議案審査)

・出席委員 ◎梶川 みさお ○泉 友紀 浅谷 亜紀 田中 こう
寺本 早苗 中野 正 村松 あんな 森賀 宣代

② 令和7年 6月13日 (議案審査)

・出席委員 ◎梶川 みさお ○泉 友紀 浅谷 亜紀 田中 こう
寺本 早苗 中野 正 村松 あんな 森賀 宣代

③ 令和7年 7月 7日 (議案審査)

・出席委員 ◎梶川 みさお ○泉 友紀 浅谷 亜紀 田中 こう
寺本 早苗 中野 正 村松 あんな 森賀 宣代

④ 令和7年 7月 8日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎梶川 みさお ○泉 友紀 浅谷 亜紀 田中 こう
寺本 早苗 中野 正 村松 あんな 森賀 宣代

(◎は委員長、○は副委員長)

令和7年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第49号 令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）		
議案の概要		
補正後の令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 213億9,693万6千円（156万4千円の減額）		
歳出予算		
減額 人件費		
歳入予算		
減額 繰入金 職員給与費等繰入金		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問1 退職手当組合の負担率が15.5%から14%に変更されたということだが、その推移は。また、今後の予測は。		
答1 これまでも負担率は変わってきているが、一番高い時で22%程度まで高くなったこともあった。 今後の予測は難しいところがあり、公務員の雇用情勢や加入自治体の状況によっても変わってくる部分もある。退職手当組合としては、基金が単純に減ってくるとまた上げないといけない時期が来る可能性もあると考えていると聞いている。		
問2 若い職員の退職者が増えると退職手当組合の基金が積み上がっていく理由は。		
答2 退職金の計算方法は、勤続年数が長くなればなるほど、その退職金の掛け率が上がっていくことになるので、長く勤めるほど退職金も多くなる。逆に若くして退職されると支払う退職金の額が少なくなり基金が積み上がっていく流れになる。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第51号 令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 239億6,591万8千円（48万2千円の減額）	
歳出予算	
減額 人件費	
歳入予算	
減額 職員給与費等繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 5 2 号 令和 7 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）	
議案の概要	
補正後の令和 7 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 55 億 8,812 万円（18 万円の減額）	
歳出予算	
減額 人件費	
歳入予算	
減額 繰入金 職員給与費等繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和7年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第55号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、順次施行されることなどに伴い、条例の一部を改正しようとするもの 【主な改正内容】 ・ 公示送達の方法の見直し ・ 個人市民税において特定親族特別控除が新たに創設されたことに伴う申告義務に係る規定の整備 ・ 市たばこ税における加熱式たばこに係る課税標準の特例規定の整備		
論 点 なし		
＜質疑の概要＞		
問1 税関係の各種通知が返戻され、住民票等の調査や他の官公署への調査で対象者の現住所等が判明しない場合は、全て現地調査を行っているのか。 答1 市内や近隣市であれば現地調査を行っているが、遠方の場合は費用面の問題があるため、他の官公署に書面等で照会し、現地の状況確認を行っている。 問2 令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたが、市の条例等は改正されたのか。 答2 地方税法及び市税条例において、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、改正を行わなくても所得税法の改正が反映されることになる。 問3 加熱式たばこに係る課税標準の特例を導入することで、加熱式たばこの価格はどのように変動するのか。 答3 市場価格となるため、変動を予測するのは難しい。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 5 6 号 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立が一層容易なものとなるよう、部分休業制度を拡充するため、条例の一部を改正しようとするもの	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1 現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の部分休業の利用実績は。	
答 1 今回の改正の 1 号部分休業に相当する部分であるが、令和 6 年度の利用実績は、市長部局と教育委員会を合わせて 57 名、病院で 46 名となっている。	
問 2 今回の改正で創設される 2 号部分休業が適用される事例はどんなものか。	
答 2 2 号部分休業は毎日使うようなイメージではつくられていないと考えている。例えば保育園などのイベント等に参加する場合や、子どもが病気になった場合に基本的には子の看護等休暇を利用することになるが、当該休暇が足りなくなった場合にこの制度を利用するなどの事例を想定している。	
問 3 この改正は法律、規則の改正に準じているので、全国一律ということか。	
答 3 今 100%かどうかまでは確認していないが、おおむね近隣の自治体は改正すると聞いている。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和7年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第57号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 市の財政状況を考慮し、特別職の給料月額を減額するため、条例の一部を改正しようとするもの
論 点 なし ＜質疑の概要＞ 問1 改正理由が市の財政状況を考慮してとあるが、改正する期間が今年度末までとなっている。来年度以降財政状況にあまり変化がないまま、思った方向に行かなかった場合は、同様の削減を継続するのか。 答1 年度末で区切ることで、3月議会ですべてどうするかを判断することができる。来年度予算の編成の時点で、なお財政の危機が続いていれば当然継続することとし、財政が好転したときは年度末で終わる考えである。 問2 財政健全化に一定のめどがつくまでというのは、どのように考えているか。 答2 財政規律を満たし、10年間のシミュレーションにおいて赤字が大体なくても運営できるという、そういう状態に至ったところが、一つのめどだと考えている。 問3 市長の給与減額が一つの政治文化に影響を与えることもあり、議員や他の職種への影響が出てくることを強く懸念する。365日24時間公人で居続けることの責任というのはとてつもなく大きく、また、規律を守ること私人より厳しく求められている。その中で副市長よりも非常に低い給料で職務を行うことになるが、その影響についての認識は。 答3 市長も当然認識をした上で、かつ、覚悟として示しているが、それは財政的な影響が少ないということも併せて言われている。市長は宝塚市の今の財政状況を誰よりも強く感じているからこそ、これからその改革をしていこうという決意も併せて示されているものと認識している。今後の運営において、できるだけそういった市長の思いに沿えるように、事務的にも支えていきたいと考えている。
委員間討議 委員A 単に政治的な選挙向けのパフォーマンスではないと思っているが、今回50%減額の人がいることで、次に出る人が何%ぐらいの減額がいいかということが起きると考える。市長の給与に触れないで立候補しにくくなるのは大変なことである。安物議員、安物議会をつくってしまうことにもつながると思うのでこの辺りは慎

重に考えていかないといけない。これが独り歩きすることの影響を憂いている。資産がある人しか立候補できなくなるということが現実になるのではないかと考える。市長個人を見るのではなくて制度を見ないといけないと思うが、いかがか。

委員B 現状は、平時ではなく財政非常事態宣言の発令を求める決議が議会から出されている状況である。本当に財政が厳しく、市民サービスもいろいろとカットされていく状態で、市民に分かってもらうためにこの50%カットということが市長から出てきたと考える。

委員C 50%は非常に大きい額だが、これだけ削減したのだから、市民にも我慢してもらうことになるというのは、全力で反対したい。ただ、A委員が言うような報酬の下げ合いをすることは奨励されるものではない。絶対にほかにも影響が出てくるので、その点については懸念している。

委員D この議案が出されたのは財政状況を考慮してという話であるので、これがいいとは考えていない。給料はその方の任務の責任と重さに対して決められていると考えている。ただ、覚悟だと言うことに対してだめだという、そこまでのことは考えていない。

委員E 決められたベースにある給料以上の仕事をしてもらうことがベストだと考えている。ただ、市民に市の屋台骨がぐらついている状況だということが伝わっていない。これから市長をはじめ職員がまちに出て市民と対話の場を持ち、市の財政状況が今このような状況だということをしっかりと認識していただくための材料の一つであると受け止めている。それならば非常事態宣言も出せばいいと思うが、給与カットで覚悟を示されたらと受け止めている。

委員F 議員からの提出議案でもなければ、自分の覚悟を示しただけの話なので、反対する理由の一つもない。それをもって行政運営していくということなので、評価はその後に出てくるものである。議員の給与を議員自体が考える場合は、かなり議論しないとといけないが、今回の場合は、市長が自らの覚悟を示しているので、全く問題ないと考えている。

委員G 50%削減の数字を見ると衝撃的であり、これが政治に利用されるということになるのはよくないが、本市の事情を考えると、市長の思いは減額率にも表れているのかなと思う。みんなで財政を立て直すという意識の下で一丸となって取り組んでいけばいいと考える。そして近いうちに正規の給料を支払うことができる状況をつくる必要がある。

委員H 一般職にも影響するということを懸念していたが、市長はそういうことは全く考えてないと言っていた。市長の覚悟を示したということで、それをまた戻すために全市を挙げて議会も一緒に財政を立て直すことに全力を挙げていけばいいと考える。

討 論

(反対討論)

討論1 制度として報酬審で決めた報酬についてはそれを守っていくべきであり、自分で上げ下げをするのはよくない。今回は市長が選挙のときに公約されたものであり、市長のパフォーマンスではなく、行財政改革や財政再建をしていくという強い決意の表れということは受け止めるが、その結果として、これが一つの政治的な影響を持って、議員や職員の給与を報酬審で決められたものではないような削減をしていく流れを生み出す懸念が非常に強いこと、財力のある人でないと市長や議員になりづらいという構造的な課題が生まれる可能性があることなどから、本議案に反対する。

(賛成討論)

討論2 現在の市の財政状況が非常に厳しい中で、市民生活や市のサービスに影響が出ていることを考慮し、市の行政運営も見直すべき時期に来ている。このような状況では、特別職の報酬を減額することは、市の健全な財政運営を維持するために必要な措置だと考える。また議員についても、行財政を立て直すためにどのように貢献できるかを考えるべき時期である。議員も市民の声を代表する立場として、市の財政状況を理解し、協力することが求められており、議員もその姿勢を尊重し、適切な形で自らの負担を分かち合うことが大切である。報酬カットは一時的な措置であり、市の財政回復に向けた取組の一環である。このような時期に、市長がまず自らの報酬を減額することで、市民への信頼を築くことができると考える。市民の負担軽減に向けてこの姿勢を示すことは、今後の行政運営にもよい影響を与えるものと考え。これらの理由から本議案に賛成する。

審 査 結 果 可決（賛成多数 賛成6人、反対1人）

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 6 6 号 令和 7 年度宝塚市一般会計補正予算（第 3 号） 議案第 6 7 号 和解することについて
議案の概要 （議案第 6 6 号） 補正後の令和 7 年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額 948 億 3,313 万 1 千円（872 万 7 千円の増額） 歳出予算 増額 財産管理事業 歳入予算 増額 諸収入 雑入（その他）、損害賠償金 減額 繰入金 財政調整基金とりくずし （議案第 6 7 号） 工事請負契約を締結した整備工事において、市庁舎のネットワークなどに使用するケーブルが損傷する事故が発生したことに関し、調停における相手方との協議により、市が相手方に対して、解決金として 872 万 6,183 円を支払う内容で和解しようとするもの
論 点 なし ＜質疑の概要＞ 問 1 請負代金から損害額を全額留保した金額を支払うという判断を行う段階で、遅延損害金の発生について何か議論は行われていたのか。 答 1 遅延損害金の影響を第一に考えていたわけではなく、双方の過失割合の決着がついていない中で、相殺することによる影響をどのように整理するか議論を行った。当時、双方に過失があると認識していたが、市は業者の過失割合が高いという印象であり、業者はその逆の印象であった。工事が完了し、市に支払義務があるが、支払期日までに決着がつかないことから、留保して調停を行うしかないと考えた。仮に請負代金を全額支払った場合、業者の過失分については取立てという作業になる。取立ては、業者が素直に支払えば何も問題はないが、応じない場合は民事執行を行わないといけなくなり、余分に費用がかかってしまう。もしこの議案が可決され調停が成立すれば、即座に支払い、債権債務が完全になくなる。そのため、遅延損害金の問題よりも早期決着と事務手続ができるだけ少なくなるということで、全額留保の判断をした。 問 2 今後、事故防止のために、業者に埋設管の場所を知らせるような対応を取ることとは可能なのか。 答 2 口頭で言った言わないということや、相手がどう思っているかといった点について

て、後々の証拠としてコミュニケーションが確立していたかを立証することが難しいので、書面で渡す必要があると認識している。今後、書面の内容や渡す時期についてももう少し明示的にルールとして確立できないか、関係部署と話をしており、一定の方向性を持っている。

また、埋設管は表面上見にくいところがあるため、書面等を基に事前の協議や打ち合わせを行う必要がある。

事前協議については特記仕様書に記載されているが、今回の事案では十分なコミュニケーションが取れていなかった可能性もある。まずは、いつの時点で何を共有し、何を話し合うべきかというところをしっかりと考えていくことで同様の事象の解消ができないかと考えている。

問3 双方の主張の乖離が大きかったとのことだが、請負業者及び本市の主張はそれぞれどのようなものだったのか。

答3 市としては市に責任はないとの主張で業者と話をしていたが、業者は業者で自分のところには責任がないとの主張をしており、双方の主張が全く折り合うところがない状況であった。

問4 配管の場所を明確にしていれば、今回のような事故は起きなかったのではないか。

答4 配管図面は請負業者が仮設事務所を設置する際に渡していたものの、ケーブルが配線されていることについて、市から積極的に情報提供をしていなかった。調停委員からも情報共有不足を指摘されており、その部分が過失であると認識している。

問5 請負業者は今回のような工事を専門に行っている業者なのか。また、今回渡した図面は、この図面を見ればケーブルを切断することはないような情報が記載されていたのか。

答5 今回の請負業者は、土木事業を専門としているため、配管及び配線の方角については今回渡した図面で理解していると市は認識していた。しかし、そのような認識は市側の思い込みが強かったため、今回の事故が発生したと考えている。

問6 今後の再発防止に当たっては、技術職員だけでなく事務職員も含めて、工事に関わる全ての職員が取り組む必要があると考えるが。

答6 こうした事例については、全庁的に共有し、再発防止に努めることが基本であると考えている。今回も、都市経営会議において、部署を問わず全庁的に事例を共有し、再発防止についても共有が大事だと話し合ったところである。どのような事案が起きるかは予測が難しい面もあるが、発生した事案を一つずつ積み上げて今後に生かしていきたい。以後、気をつけて運用していく。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 6 8 号 令和 7 年度宝塚市一般会計補正予算（第 4 号）	
議案の概要	
補正後の令和7年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額 948 億 9,313 万 1 千円（6,000 万円の増額）	
歳出予算	
増額 市税還付及び加算事業	
歳入予算	
増額 県支出金 県民税徴収事務費交付金 繰入金 財政調整基金とりくずし	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1 増配をしている企業数はコロナ以降増加傾向にあり、右肩上がりで上昇している。 一方で、配株還付額が令和 3 年度から令和 6 年度までの平均で算定されている。平均で見るのも 1 つの方法ではあるが、直近のデータを基に配株還付額を想定しておくことも必要だと考えるが、どのように考えるか。	
答 1 配株還付の予算については、ある程度予測しておかないといけないと認識している。令和 6 年度は特異なケースがあり、予算としては 1 億 7,000 万円余となったが、令和 3 年度から令和 5 年度については、約 5,000 万円前後で推移しており、この額を基に令和 7 年度予算を計上していた。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 6 9 号 財産の無償譲渡及び無償貸付について
議案の概要 旧安田邸を修復、再生し、公共の用に供するため、建物を無償で譲渡するとともに、土地を無償で貸し付けようとするもの 相手方 株式会社古美術永澤
論 点 なし ＜質疑の概要＞ 問 1 契約の相手方については経営状況など信用に足る事業者なのか。 答 1 古く貴重な建物を残すために、既に雲雀丘地域において複数の不動産の取得実績があり、その不動産を地域住民に無料で開放している。このような実績がある法人であり、対話を通じて建物保存への強い思いが感じ取れることから、旧安田邸の保存活用とする契約の趣旨を踏まえて、旧安田邸を譲与する相手方として信用できると考えている。 問 2 宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針の中で、基本的な考え方としては土地の貸付けは有償であるのに、今回無償で貸付するのであれば、その経緯を積極的に説明すべきと考える。もう少し詳しく説明をしてほしい。 答 2 土地の貸付条件については、基本有償での貸付けをまずは検討していた。しかし、賃料の算出においては、不動産鑑定等が必要になってくると考えており、建物の利活用の形態などが算出条件となる。今回、使用貸借の期間は、建物を修復再生する期間に限ってであり、修復再生にかかる費用が現在 3 億円と言われているが、その部分を負担してもらうことを踏まえ、修復再生するまでは無償での使用貸借を考えている。利活用の形態が見えてきた段階で、改めて不動産鑑定にかかる予定である。 問 3 今回の契約について、相手方が手を挙げたきっかけは何か。 答 3 雲雀丘地域における不動産の取得実績があることから、地域と一定のつながりはあった。その中で雲雀丘安田邸プロジェクトの活動を知り、その目的に賛同したことが主なきっかけである。建物が解体されるかもしれないという状況を知り、何とか残したいという強い思いを持っており、保存改修等に要する費用を拠出する意向を示した。 問 4 令和 7 年 9 月 30 日から令和 10 年 3 月 31 日までは土地を無償貸付し、建物修復後は事業用定期借地権設定契約を締結し、再度鑑定をし、利活用の仕方によって有償無償など価格設定を行い賃貸借を行うと考えていいか。

答 4 原則は有償での賃貸借を考えており、賃料については建物の利活用の形態などを踏まえ今後検討していきたいと考えている。

問 5 旧安田邸の修復後も本市の都市景観形成建築物として指定が続くのか。また、県のひょうごの近代住宅 100 選にも指定されているが、この指定についてもどのようなのか。

答 5 都市景観形成建築物に指定するためには一定の基準がある。今回の修復内容が、部材なども含めて現状に近い形であり、現在の街の雰囲気なども含めて建物が改善されていくのであれば、都市景観審議会にかけ、継続することが可能だと考えている。あわせて、ひょうごの近代住宅 100 選は、県の管轄になるが同様の考えになると考えている。

問 6 予定通りに修復が行われなかった場合の市の想定は。

答 6 期間については現時点での見込みで令和 10 年 3 月となっているが、進捗により、もし工期が少し足りなくなった場合は協議により延長することも考えている。

一方で、何らかの事由により、修復再生が不可能と断念された場合は、土地の使用貸借契約解除となり、土地・建物ともに市に返還される契約となっている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 7 1 号 宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて	
議案の概要	
次の者を副市長に選任しようとするもの 吉田 康彦	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1 財政面だけで見ると 1 人体制の方がいいという意見もあるが、副市長 1 人体制から 2 人体制になる効果は。	
答 1 現在病院の建て替えなど大型案件があることや今後人口が減少する社会において、公共施設をしっかりと維持補修していく必要があるなど隠れた大きな問題もある。これらを踏まえると、事務と技術の副市長 2 人体制が将来において持続可能な経営を盤石なものにしていくものと考えている。	
問 2 副市長 2 人体制でいくという話だが技監も含めて今後の体制的にどのような形を考えているのか。	
答 2 体制については正解があるわけではないが一義的には市長がやりやすいということが重要だと考えている。市長から副市長 2 人という話がありこの 3 人体制を基本とし、技監については兵庫県の関係やインフラ整備など重要な問題を抱えているので引き続き頑張ってもらいたいと考えている。	
問 3 副市長 2 人体制の専門性についての考えは。	
答 3 副市長になって市のかなり重要な会議体のトップになることが多いと考えている。今重要な会議のトップを 1 人で担っているが負担が重く、副市長の強みのある部分で所管する方が話は深まるものと考えている。	
問 4 子ども未来部と教育委員会事務局を藤島副市長が担うことになっているが、その経緯は。	
問 4 新たに技術の部長を副市長に迎えるに当たり、まず事務と技術で所管を分けて、さらに教育と子ども未来部の密接な関係があることから、藤島副市長に分担したものである。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	同意（全員一致）

令和7年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 請願第15号 再審制度に関する議論の促進を求める意見書の提出についての請願
議案の概要 <請願の趣旨> 再審制度は、刑事訴訟法第435条において、「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のためにすることができる」とされ、同条の第1号から第7号までに、その要件を規定しています。特に近年国民の関心の高い冤罪を防ぐ観点からも重要なものであります。 それらを踏まえ、平成28年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、多くの冤罪を生む要因となった取り調べについて、一部の刑事事件において録音・録画が法制化されました。 また、同法附則第9条第3項において再審制度の在り方について検討を行うよう求めており、それを受けて、平成29年に最高裁判所、法務省、警察庁、日本弁護士会で構成する「刑事手続きに関する協議会」が設けられ協議がなされています。 再審請求に必要な証拠開示について、無実を主張する弁護側から、新規・明白な無実証拠を提出することが求められています。 しかし、証拠のほとんどは警察・検察が持っており、それらを開示する義務はないとされています。また、通常審では刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示には規定はありません。 また、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されることによって、裁判が長期化し、裁判途上で当事者が亡くなるという悲劇も生んでいます。 このように現行刑事訴訟法の再審規定には、多くの課題、問題点があり、無実の人を誤った裁判から迅速に救済するためには、刑事訴訟法の改正が急務であると考えます。 つきましては、宝塚市議会において、国に対して、「国民の権利と利益を守り関係各界との協議の下、新時代の刑事司法制度にむけた再審制度の在り方について、より一層の議論の促進」を強く求めていただきますよう、以下の項目について、請願いたします。 <請願の項目> 1 再審制度の改正に向けた議論の促進を求める意見書を国に提出してください。
<質疑の概要> 問1 請願に検察による不服申し立て（上訴）が許されることによってという記載があるが、求めている法改正については、検察による不服申し立てを一律に禁止することを想定し

ているか。

答 1 （紹介議員 A）国会での議員立法の動きの中では詳細について示されていないが、不服申立てが行われたことにより再審決定までの期間が長くなっている。その時間の引き延ばしにおける不利益の大きさというものが問題になっているので、これを全て申立てができないようにする動きの方には向かっていると思うが、そこについては議論を深めなければいけない部分もあると聞いている。

問 2 今国会でも超党派の議員連盟ができて、最終的な意見の取りまとめが行われている最中であるが、今このぎりぎりのところにまで来て、さらに、議論の促進を求める意見書というのがどこまで必要なかと思うところもある。どのように考えているか。

答 2 （紹介議員 A）今の国会での議員立法が成立するということが目標ではあるが、今の国会情勢の中で会期末が迫っており、この議員立法が進められていくかどうかについては、先週末ぐらいの情報によると、多くの審査の中で、それが審理入りするかどうか微妙だと聞いている。今回、意見書を出さずとも成立すればいいが、もし今国会でできなかった場合次へつながる動きとして、提出していきたいと考えている。

問 3 機が熟して、国会も今作ろうとしている状況で、地方議会からの後押しを国会議員からも求められている状況である。声を上げることの大きさや機運の高まりについてもう少し聞かせてほしい。

答 3 （紹介議員 A）今年の 3 月 11 日に、第 3 次再審請求で戦っている最中の石川一雄さんが亡くなられた。1963 年の事件から、60 年以上も無実を叫び続けてきた石川さんが、無実の見えない鎖、見えない手錠をかけられたままの人生を終えられたことについては、みんながこの制度をしっかりとやっていきたいという、大きな機運の高まりにもなったと考えている。袴田さんの場合も、このように 50 年 60 年という間、苦しんできており、また、現在神戸や大阪でも、再審事件において今戦っている人たちもいる。やはり疑わしきは罰せずというその基本に返り、この制度が進んでいって、人々の命と暮らしを取り戻すような動きをすることが人道上の法律の整備としての役目であるとする機運は大変高まったと思っている。

委員間討議

委員 A 請願を採択し、早急に意見書を提出したい。袴田事件が大きく取り上げられているが、他にも同様の事件もあり、これからも出てくる。早急に冤罪を防止することや冤罪被害者の早期救済は切実に求められていると考えている。今多くの党派を超えて、一致してやっていこうという、まさに機運が大きく広がっているときなので、このタイミングで、採択して意見書を上げていくことには相当な意義があると考えている。

	委員B 冤罪はあってはならず、この再審制度の改正に関しては、冤罪をなくすことを目的とすることが重要だと考える。ただそれだけではなく、全ての被告に対して、公平な裁判を保障するという観点からも、議論が大切だと考えている。冤罪が生じる背景や原因を明らかにしていけないと冤罪は増えていくと考えるので、この再発防止策を講じることが、再審制度の改善においては、非常に重要なことだと考える。加えて再審制度の改善は無実を訴える全ての人々に対して、迅速に公平な裁判を提供するためにも必要である。 この視点を含めた議論が進むことが重要であり、もしこのような方向性の意見書であれば、賛同できる。
討 論 (賛成討論)	委員A 国の法制審議会においても、刑事再審手続の在り方について審議されており、再審請求に関する証拠の開示と範囲、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての可否の2点が課題とされている。再審請求に関する証拠の開示と範囲については、検察が無罪を証明する資料を保有しているのであれば、開示することについては、冤罪を防ぐという点で必要な改正であり、進めていくべきと考える。ただ再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、現状で再審請求事件は請求が不適法なもの等が相当数存在し、本格的な審理が必要な事件が一部に限られているということが法制審議会でも指摘されている。一律に検察官の不服申立てを禁止することで、十分な手続が保障された三審制度で確定された判決が安易に揺らいでしまうことは、司法制度の安定性が揺らぎ、社会秩序に与える影響は無視できないと考える。再審手続の長期化により、犯罪被害者やその遺族の精神的な負担も長期化し、ましてや亡くなられてしまうという懸念もある。再審制度の改正自体は、冤罪をなくすという趣旨での改正は行われるべきであるが、その議論には課題があることを指摘しておく。それらの懸念や課題が整理され、再審決定に対して検察が不服申立てできる制度は担保しつつ、証拠の開示と手続の明確化、請求が不適法なものや主張自体が失当とされるものを除き必要な事件の速やかな審理が行われる改正であるべきと意見を述べて、賛成討論とする。
討 論	なし
審 査 結 果	採択（全員一致）